

○ 芦屋国際文化住宅都市建設法

昭和26年3月3日

法律第8号

( 目的 )

第1条 この法律は、芦屋市が国際文化の立場から見て恵まれた環境にあり、且つ、住宅都市としてすぐれた立地条件を有していることにかんがみて、同市を国際文化住宅都市として外国人の居住にも適合するように建設し、外客の誘致、ことにその定住を図り、わが国の文化観光資源の利用開発に資し、もつて国際文化の向上と経済復興に寄与することを目的とする。

( 計画及び事業 )

第2条 芦屋国際文化住宅都市を建設する都市計画(以下「芦屋国際文化住宅都市建設計画」という。)は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第1項に定める都市計画の外、国際文化住宅都市にふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2 芦屋国際文化住宅都市を建設する事業(以下「芦屋国際文化住宅都市建設事業」という。)は、芦屋国際文化住宅都市建設計画を実施するものとする。

( 事業の執行 )

第3条 芦屋国際文化住宅都市建設事業は、芦屋市が執行する。

2 芦屋市の市長は、地方自治の精神に則り、その住民の協力及び関係諸機関の援助により、芦屋国際文化住宅都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。

( 事業の援助 )

第4条 国及び地方公共団体の関係諸機関は、芦屋国際文化住宅都市建設事業が第1条の目的にてらし重要な意義をもつことを考え、この事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

( 特別の助成 )

第5条 国は、芦屋国際文化住宅都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法(昭和23年法律第73号)第28条の規定にかかわ

らず，その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し，普通財産を譲与することができる。

( 報告 )

第 6 条 芦屋国際文化住宅都市建設事業の執行者は，その事業が速やかに完成するように努め，少なくとも 6 箇月ごとに，国土交通大臣にその進行状況を報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は，毎年 1 回国会に対し，芦屋国際文化住宅都市建設事業の状況を報告しなければならない。

( 法律の適用 )

第 7 条 芦屋国際文化住宅都市建設計画及び芦屋国際文化住宅都市建設事業については，この法律に特別の定めがある場合を除く外，都市計画法の適用があるものとする。

附 則

1 この法律は，公布の日から施行する。

2 この法律施行の際，現に執行中の芦屋特別都市計画事業は，これを芦屋国際文化住宅都市建設事業とみなす。

3 この法律は，日本国憲法第 9 5 条の規定により，芦屋市の住民の投票に付するものとする。

# 芦屋国際文化住宅都市建設法

## 世界恒久平和と日本の自立に先鞭をつけた世界的平和都市の建設法

一、この建設法は日本に最初にして唯一のものであるといふこと

去る第九臨時国会におきまして「芦屋国際文化住宅都市建設法」が両院を通過致しましたことは既に皆様御存知の事と存じますが、この法律がどんなものであるかと言ふ事は追而皆様の御家庭に「芦屋国際文化住宅都市建設法」と住民投票のほなし」といふ冊子を御届け致しますから詳しい事はそれによつて知つて戴くとして、この法律の特殊性について簡単に申し上げます。

御承知の如く、現在日本には二百六十幾つの都市があります中に、今迄に之と同じような特別都市建設法が制定せられませんでした。芦屋市は広島平和記念都市建設法、長崎国際文化都市建設法、東京の首都建設法、その外旧軍港転換法、国際観光温泉文化都市建設法、国際文化観光都市、そして神戸、横浜の国際港都建設法等、芦屋の国際文化住宅都市建設法と共に十七の都市であります。

即ち、二百六十幾都市の中で十七都市だけが特別法の保護を受けて世界的都市の建設を急ぐといふのであります。特に芦屋は他の何れとも趣を異にする事はない理想を目指して、まことに地味であります。世界的な文化都市、世界的な住宅都市を造るのが目的であります。

斯うした事を改善して世界都市に伍してゆくためには、その目的の為に都市の建設をはかる建設法の中でも、芦屋国際文化住宅都市建設法は唯一のものであり、日本において最初に制定せられたものであると誇りうるものであります。

### 二、建設法の意義

よく巷間で耳にします事は、芦屋には何の文化施設も完備していません。又何の観光施設もありません。又何の文化住宅都市と、おかしいではないか。といふ言葉であります。之はいさゝか認識を欠くと申し上げてよいかと思ひます。

市の形態、施設、美観について口を揃えて申される事は、日本の観光地や観光都市は一時的な訪者、換言すると素通りのお客様だけを対象にしているが之では駄目であつて、本当に日本を世界に理解させ、又世界の文化を吸収するには、来訪客の永住都市を造らねばいけません。

斯うした事を改善して世界都市に伍してゆくためには、その目的の為に都市の建設をはかる建設法の中でも、芦屋国際文化住宅都市建設法は唯一のものであり、日本において最初に制定せられたものであると誇りうるものであります。

### 三、芦屋に居留地や租界は存在しない

神経質で取越苦勞性の人は、或は外国人が芦屋に住むようになると、居留地や租界のようなものが出来ないうらうかと心配するかも知れません。或は又、どこからか風の便りにそんなデマが飛ばないとも限りません。然し、そういつたものは幕末や、明治の初めなら知らず、最近の世界状況では完全なる法治国に、そのような治外法権が認められるという事は絶対あり得ない事であり、近く日本が完全な法治国として認められて講

和条約の締結もされようとしてゐる現在、余りにも小兒病的恐怖症であつて、之では到底世界人になれないと考へるのであります。

### 四、法律の題名「芦屋国際文化住宅都市建設法」の解釋

この題名は実に、その法律の全趣旨を余すところなく簡潔に表現してゐるのであります。表現し易く、くだいて申しますなれば、「芦屋市を国際都市であり、文化都市であり、且つ住宅都市であるように建設するための法律」といふことになるのであります。

# 本年二月十一日

## 住民投票が行われます

第九臨時国会において、芦屋市国際文化住宅都市建設法案が通過しました。これは芦屋市にのみ適用される特別法であつて、市民の賛否投票に付せられることになりました。

この投票は本年二月十一日(日曜日、旧紀元節)に執行されます。

この法案の内容については別に市主管課から詳細な説明がなされますので、ここでは省略しますが、要は芦屋市将来の建設の根本方針を策定したものであり、「吾等の芦屋市」をいかに建設するかという最も身近の事柄についての投票であります。市民の方は当日棄権のないよう必ず投票いたしましょう。

二月十一日当日は吾等の芦屋市将来の方向を決める重要な日であります。必ず一家そろつて一人残らず投票いたしましょう。(選管委)

申す迄もなく、これらの事業は短い月日の間に完成すべきものでなく、必要なものから順を追つて着手していけばよいのであつて、一年にどれだけの事業をどうしてもせねばならぬといふような義務は少しもありません。

申す迄もなく、これらの事業は短い月日の間に完成すべきものでなく、必要なものから順を追つて着手していけばよいのであつて、一年にどれだけの事業をどうしてもせねばならぬといふような義務は少しもありません。

申す迄もなく、これらの事業は短い月日の間に完成すべきものでなく、必要なものから順を追つて着手していけばよいのであつて、一年にどれだけの事業をどうしてもせねばならぬといふような義務は少しもありません。

### 五、特に法律第四條と第五條について

それでは、こうした建設をして世界的な、理想の都市「あしや」を造るためには財源や財政措置をどうするかといふことが第一に考へられるのであります。

申す迄もなく、これらの事業は短い月日の間に完成すべきものでなく、必要なものから順を追つて着手していけばよいのであつて、一年にどれだけの事業をどうしてもせねばならぬといふような義務は少しもありません。

申す迄もなく、これらの事業は短い月日の間に完成すべきものでなく、必要なものから順を追つて着手していけばよいのであつて、一年にどれだけの事業をどうしてもせねばならぬといふような義務は少しもありません。

今日と来月のこよみ	
1月1日	元旦 午前6時56分 午後6時11分
6日	小寒 午前7時10分 午後7時10分
7日	大寒 午前7時10分 午後7時10分
10日	小寒 午前7時10分 午後7時10分
11日	大寒 午前7時10分 午後7時10分
15日	立春 午前7時10分 午後7時10分
18日	雨水 午前7時10分 午後7時10分
21日	驚蟄 午前7時10分 午後7時10分
25日	春分 午前7時10分 午後7時10分
28日	清明 午前7時10分 午後7時10分
2月1日	立春 午前7時10分 午後7時10分
4日	雨水 午前7時10分 午後7時10分
5日	驚蟄 午前7時10分 午後7時10分
11日	春分 午前7時10分 午後7時10分
19日	清明 午前7時10分 午後7時10分

（四頁五段に続く）



### 市議会

#### 十二月十六日臨時市議会

報告第三号、処分報告の件  
起債議決変更の件に付報告し  
て承認を求めたものである。  
専決第七号、起債議決変更の件  
処分書。  
議案第九号、市報酬費用弁償  
及び実費弁償並びにその支給  
に關する条例中改正の件。  
議案第九四号、市社会教育委員  
に關する条例制定の件。  
これは全六条より成り、委員  
定数(十二名)任期(二年)待  
遇等を規定したものである。  
議案第九五号、市職員退職料遺  
族扶助料条例中改正の件。  
議案第九六号、市役所部室課設  
置条例制定の件。  
これは市役所に左の三部一室  
十五課を設けることを規定した  
ものであつてその構成は次の通  
會計課

市長室―秘書課、企画調査課  
公安課  
總務部―庶務課、稅務課、戸  
籍課、事業課  
民生部―經濟課、厚生課、衛  
生課  
建設部―都市計画課、土木課  
建築課、水道課  
議案第九七号、市職員定数条例  
改正の件。市職員定数を左  
の如く改定するもの、即ち  
(一)市長の事務部局の職員、  
通計二二五  
(二)一般職員、吏員七五、  
その他の職員一一〇計一八五  
(三)公企業職員、(イ)水  
道三二、(ロ)浴場八  
(四)議会の事務部局の職員  
計五  
(五)選挙管理委員会の事務部  
局の職員 計四  
(六)監査委員の事務部局の職  
員 計二  
(七)農地委員会の事務部局の  
職員 計二  
(八)農業調整委員会の事務部  
局の職員 計一  
(九)教育委員会の事務部局の  
職員、吏員一九、その他の職  
員五 計二四  
(十)教育委員会の所管に屬す  
る学校幼稚園の長及び教職員  
小学校長及び教員一四六、同  
養護教員四、小学校事務職員  
四、中学校長及び教員七六、  
同養護教員二、同事務職員二  
幼稚園長及び教員一五、計二  
四九  
(十一)警察職員、警察吏員六五  
その他の職員二〇 計八五  
(十二)消防職員、消防吏員七  
八、その他の職員六 計八四  
總計六五七  
議案第九八号、市職員給与条  
例改正の件。  
議案第九九号、市警察職員給  
与  
議案第一〇〇号、寄附をする件  
条例中改正の件。  
議案第一〇〇号、寄附をする件  
議案第一〇〇号、寄附をする件  
議案第一〇〇号、寄附をする件

議案第一〇四号、宮川小学校復  
旧事業費起債の件。  
前同様のため三百六十万  
円を借入れる案。  
議案第一〇五号、山手中学校建  
設費起債の件。  
右目的のため金五百万円を借  
入れる案。  
議案第一〇七号、昭和二十五年  
度市歳入追加更正予算(第  
六号)  
議案第一〇八号、昭和二十五年  
度市特別会計上水道費追加予  
算(第五号)  
議案第一〇九号、同浴場費追加  
予算(第一号)  
以上全部原案可決

**十二月二十五日  
急施臨時市議会**  
議案第一一〇号、土地買収の件  
議案第一一一号、昭和二十五年  
度市歳入追加予算(第七号)  
議案第一一二号、昭和二十五年  
度市特別会計上水道費追加予  
算(第六号)  
議案第一一三号、同浴場費追加  
予算(第二号)  
議案第一一四号、同地方競馬費  
追加更正予算(第三号)

市の民生安定の上にも役立つて  
行くと考えられるのでありま  
す。  
**七、住民投票は  
二月十一日  
相共にさそいあわ  
せて是非投票**  
この法律は普通の法律と違  
いまして、市議会だけが特別に取  
扱いは受ける為の法律でありま  
すから、之は憲法の第九十五条  
にいう特別法でありますので、  
噛みくだいて申しますと、政府  
は市議会をこうして特別の取扱  
いをしてやるかと思つて、市議  
民の皆さんは之に賛成して特  
別の扱いを受けるか、それとも  
反対して國の援助を特別に受け  
なくして今迄通りやつて行く  
か、どちらにしますか、という  
事を問うのが二月十一日の住民  
の賛否投票であります。  
市民の皆様は、充分この法律  
を理解して下さいまして二月十  
一日の投票日には、賛成か反対  
かを御投票下さい。  
今迄の選挙と違つて、私共の  
住むこの市が、住みよい、明  
るい、理想的な住宅都市になる  
か、ならないかといふことは、  
直接皆様の生活につながる事  
でありますから、絶対に棄權のな  
いように、相手がいに誘い合  
せて是非御投票下さいませう  
特に御願ひ申します。

### 常任委員会

#### 十二月八日 民生經濟委員会

(一) 市民病院敷地の件  
六麓荘町及び朝日ヶ丘町の敷  
地予定地を視察の上決める。  
(二) 災害復旧住宅建設につ  
いて、  
打出大東町に二〇戸建設、  
(三) 中小企業融資について  
十二月一日現在融資状況報告  
(四) 追加予算について  
特別会計、浴場費  
八一、二八〇円  
一般会計(衛生課関係)  
三四六、九七〇円  
同(經濟課関係)  
九三、七〇〇円

#### 十二月八日 建設委員会

(一) 土木課関係追加更正予算  
一、四五八、三六四円  
(二) 水道課関係追加更正予算  
二、一六四、三〇〇円  
以上了承  
(三) その他  
(1) 保健所廳舎増築敷地整  
地の件  
整地工事は市が行い、それに  
より生じた土は宮川校の盛土  
工事に使用する。

#### 十二月八日 警察消防委員会

(一) 警察消防職員の退職給与  
金に關する在職年数の通算につ  
いて(了承)  
(二) 市職員定数条例について  
(警察消防職員関係) 警察消防  
職員を市の分に含める。  
(三) 若屋市警の一般現況(警  
察署長より説明)

#### 十二月十三日 總務文教委員会

(一) 市報酬費用弁償及び実費  
弁償並びにその支給に關する条  
例中改正の件  
「教育委員会委員月額三千円  
百円」「教育委員会副委員長月  
額千円」を加える。(了承)  
(二) 市社会教育委員会に關する  
条例制定の件

### 市教育委員会彙報

#### 十二月二十日 第一回臨時委員会

一、議案  
(一) 議案第三号、市教育委員  
会規則続編審議  
(二) 議案第十二号、事務引継  
書に關すること、市長より本  
会に對し事務引継のため送付  
された事務引継書及び演述書  
に關する件  
(三) 議案第十三号、昭和二十  
五年度教育費追加更正予算に  
ついて  
市長に送付する予算(第二回  
)見積書を提出したもの  
(四) 議案第十四号、教育委員  
会所管に屬する職員に對する  
年末手当支給に關すること。  
右見積書原案を提出するもの  
(以上可決)

#### 二、協議事項

(一) 昭和二十六年年度予算編成  
上の要点について  
(二) 学校の冬期休業に關す  
ること  
(三) その他  
三、報告事項  
(一) 市報酬費用弁償及び実費  
弁償並びにその支給に關する  
条例中改正条例の市会に於て

#### 十二月二十日 第一回臨時委員会

原案通り可決されたこと。  
(二) 市社会教育委員会に關する  
条例設定の市会に於て原案通  
り可決されたこと  
(三) 市職員退職料遺族扶助料  
条例中改正条例の市会に於て  
原案通り可決されたこと  
(四) 市職員定数条例中改正条  
例の市会に於て原案通り可決  
されたこと  
(五) 市職員給与条例中改正条  
例の市会に於て原案通り可決  
されたこと  
(六) 本年度教育費追加更正予  
算の市会に於て原案通り可決  
されたこと  
(七) 市立精道小学校講堂建設  
促進について陳情書を受理し  
たこと  
(八) 本会事務局職員に對して  
発令したこと  
(九) その他

#### 三、報告事項

尚教育委員会の會議に付一言  
すると、次の如くである。  
年次定例会。毎年一回十二月一  
日に開く  
月次定例会。毎月六日以後の第  
一金曜日に開く  
臨時会。毎月二十一日、但し当  
日が休日になる時はその翌日